

ごみの直接搬入時におけるご協力をお願い

ごみ処理施設への直接持込みに関するご案内です。

住民の皆さまが、ごみを南部広域行政組合のごみ処理施設に持ち込む際は、次の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- ① 持ち込むごみを車に乗せる際は、大まかに種類別に分けて乗せて下さい。
(種類によって、おろす場所が違うため。)
- ② 持ち込むときは、係員の指示に従い、お客さまご自身で指定場所におろしてください。
(係員は、分別指導、場内の案内と安全管理の為にいますので、ご協力ください。)
- ③ 持ち込むごみの中に貴重品等の大切なものが入っていないか、必ず確認してください。
(ごみピットへの転落等の危険性もあるため、一度持ち込まれたものは返却できません。)
- ④ 一時的な居住又はご実家等の整理のため、持ち込む方が構成市内に住所がないときは、お住まいの自治体の廃棄物担当課へ連絡し、証明書を発行してもらってから、持ち込んでください。(発生地場所が確認できない場合は、受入れをお断りすることもあります。)
- ⑤ 持ち込むごみが大量の場合や短期間で複数回持ち込む場合は、④と同様にお住まいの自治体の廃棄物担当課へ連絡し、証明書を発行してもらってから、持ち込んで下さい。
(回数が多い場合などは、受入れをお断りすることもあります。)

【廃棄物担当課】

糸満市市民生活環境課	098-840-8124
豊見城市 環境課	098-850-5520